

## 第2章 役割分担および実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民の生活および経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

また、新型インフルエンザ等およびこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究にかかる国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等および鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条にもとづき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (参考)

##### <指定行政機関>

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

#### (2) 東京都

平常時には、東京都行動計画にもとづき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法等にもとづき、感染症の発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針にもとづき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村および関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (3) 青梅市

平常時には、青梅市行動計画にもとづき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、国の基本的対処方針にもとづき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

### (5) 指定公共機関および指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都および青梅市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能および社会経済活動維持のための業務を継続する。

(参考)

#### <指定公共機関>

特措法第2条6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

#### <指定地方公共機関>

特措法第2条7項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活および社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、青梅市の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(参考)

#### <登録事業者>

特措法第28条1項1号「医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

## (7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や青梅市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法にもとづく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

## (8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

## 2 市の実施体制

特措法にもとづき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定したため、特措法および条例にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、市は、海外で新型インフルエンザが発生した場合でも、国および都などから情報を収集し、必要に応じ、健康福祉部長が関係部長によって構成される「青梅市新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置する。

対策会議では、情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、必要に応じて、市対策本部に準じた体制に移行する。

### (1) 市対策本部の構成

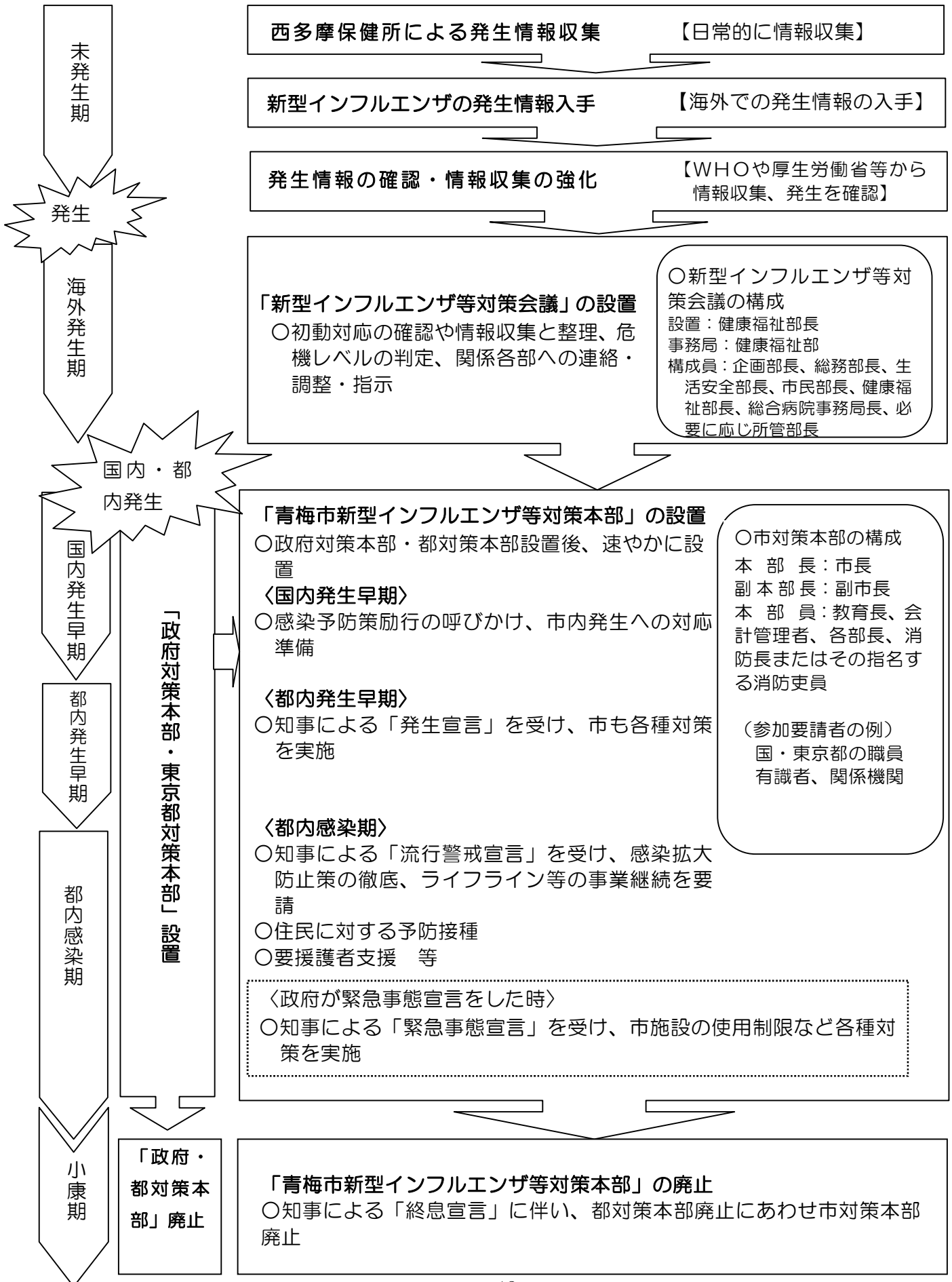
#### ア 組織および職員

- ・本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- ・副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- ・本部員は、教育長、各部長、会計管理者および青梅市を所管する消防長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

#### イ 市対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する。

《図3 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制》



(表3 各部の主な役割)

担当部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関への対応に関する事。</li> <li>・広報など情報提供、集約に関する事。</li> <li>・情報の収集、伝達および処理に関する事。</li> <li>・予算措置に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の感染予防・サービス・り患状況に関する事。</li> <li>・市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事。</li> <li>・市所有の車両の活用に関する事。</li> <li>・緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約等に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>・市民の安全・安心に関する事。</li> <li>・国・都・他自治体との連携に関する事。</li> <li>・各部の連絡調整に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事。</li> <li>・食料、生活必需品の確保に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策にかかるサーベイランスに関する事。</li> <li>・市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍などの届出窓口の確保に関する事。</li> <li>・火葬、埋葬の許可、整備に関する事。</li> <li>・遺体安置所の設置、運用に関する事。</li> <li>・スポーツ施設の感染予防に関する事。</li> <li>・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事。</li> <li>・所管する火葬場の運営の維持に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制に関する事。</li> <li>・ごみの収集に関する事。</li> <li>・下水道の維持に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の感染予防に関する事。</li> <li>・在宅の高齢者・障害者など要援護者支援に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事。</li> <li>・市内の医療機関等および関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・医療体制に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策会議の設置・運営に関する事。</li> <li>・市民への予防接種の実施に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策にかかるサーベイランスに関する事。</li> <li>・市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関する事。</li> <li>・他部署の応援に関する事。</li> </ul>

担当部署	主な役割
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、幼稚園等における感染予防に関すること。</li> <li>・ 保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関すること。</li> <li>・ 保育所、幼稚園等の休園措置に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
まちづくり経済部 (農業委員会含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、生活必需品の確保に関すること。</li> <li>・ 生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること。</li> <li>・ 経済関係団体、関係諸団体との連絡に関すること。</li> <li>・ 公共交通機関への注意喚起に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策に必要な現金および物品の出納に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内小・中学校の感染予防に関すること。</li> <li>・ 市内小・中学校の感染状況の把握に関すること。</li> <li>・ 市内小・中学校の休校措置に関すること。</li> <li>・ 文化施設の感染予防に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
監査・公平事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関としての役割に関すること。</li> </ul>

※市民生活を維持するために必要な、最低限の役割になります。